

(平成22年1月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	19 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	28 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 4 月から 55 年 3 月まで
② 昭和 57 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間①の国民年金保険料は、社会保険のない会社に転職したため A 市 B 出張所で国民健康保険への加入手続と同時に国民年金に加入して保険料を納付したはずであり、申立期間②の保険料は C 国から帰国した後、D 市（現在は、E 市）で継続して保険料を納付したはずであり、その期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、同期間の国民年金保険料を D 市で継続して納付したはずであると主張しているところ、申立人は、C 国から帰国した直後の昭和 56 年 9 月から保険料の納付を開始した後、申立期間②を除き厚生年金保険に加入する直前の平成 4 年 3 月までの保険料が納付済みである上、当時、申立人の生活環境に大きな変化はみられないことから、申立期間の 3 か月のみ未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 6 月に社会保険の未適用事業所に転職したため、A 市 B 出張所で国民健康保険への加入手続と同時に国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は申立期間①後の 55 年 5 月以降であり、申立期間①に係る別の手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

なお、申立人が 20 歳に到達した時点で、別の国民年金手帳記号番号

が払い出されているが、同手帳記号番号による国民年金被保険者資格は、昭和 47 年 6 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得した日に喪失しており、当該手帳記号番号による国民年金被保険者資格で申立期間①の国民年金保険料が納付された形跡は確認できない。

また、申立人の申立期間①の国民年金保険料の納付場所、納付金額等に関する記憶が曖昧であり、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から39年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

昭和38年ころ、A区役所の職員が私の住んでいたアパートに何回も来て熱心に国民年金の加入を勧めた。私はその時既に35歳を過ぎており、このままでは受給資格を満たすことができないことが分かったので加入手続をするとともに2年分をさかのぼって納めた。

その後の国民年金保険料は、3か月ごとに集金に来たA区の職員に支払ったのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人には、生年月日が異なるものの申立人に払い出されたものと推認できる国民年金手帳記号番号が昭和38年10月ころにA区において払い出されていること、及び当該手帳記号番号に係る特殊台帳により、39年4月から同年6月までの国民年金保険料が現年度納付されていることが確認できることから、35歳を過ぎたころに加入手続をするともにさかのぼって保険料を納付し、その後の保険料も納付したとする申立内容には信憑性^{しんぴやうせい}が認められる。

しかし、昭和38年に払い出された手帳記号番号に係る特殊台帳により、39年5月に申立人の国民年金被保険者資格が喪失し、同年5月及び同年6月の保険料が還付されていることが確認できること、及び申立人は39年5月に厚生年金保険被保険者資格を取得していることがオンライン記録から確認できることから、申立期間のうち39年7月から40年3月までの期間は保険料が納付されなかったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、

昭和 36 年 4 月から 39 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

なお、国民年金保険料を納付したと認められる期間のうち、昭和 39 年 5 月及び同年 6 月については、厚生年金保険被保険者期間であり、国民年金の強制被保険者となり得る期間でないことから、記録訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 4 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金保険料は A 市役所内にある B 銀行（現在は、C 銀行）の窓口へ納付書により確かに支払った。当時の保険料額は 3 か月ごとに 6,600 円だったと思う。

当初、申立期間直前の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までも未納となっていたが、社会保険事務所（当時）への照会で納付していることが分かった。

確かに支払ったのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料 3 か月分 6,600 円を昭和 53 年 3 月ころ、A 市役所内の B 銀行に納付したと主張しているところ、その納付額は当時の保険料額と一致している。

また、申立期間直前の昭和 52 年 4 月から同年 12 月までの期間について、当初未納とされていたが、特殊台帳及び A 市の被保険者名簿から納付が確認されたことにより、納付記録が訂正されており、行政側の記録管理に齟齬が認められる。

さらに、申立人は、申立期間以外の国民年金加入期間の保険料を 60 歳到達まで納付しており、納付意識が高かったと考えられ、3 か月と短期間である申立期間の保険料のみを納付しなかった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年11月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月から45年3月まで

私は、昭和42年12月ごろ、A村役場で国民年金の加入手続をして以来、国民年金保険料を納付してきた。年金騒動で納付記録を照会したところ、5か月間の未納期間があると言われた。私が間違いなく保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以来、国民年金保険料を納付したと主張しているところ、申立人の保険料については、申立期間以外に未納は無く、国民年金の加入期間40年間のうち短期間である5月間のみが未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の額について、月額300円くらいと主張しているところ、実際の保険料は250円であり、申立人が主張する額におおむね一致する。

さらに、申立人の夫の国民年金保険料は、申立期間は納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 1 月から 56 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 1 月から 56 年 2 月まで

私は、昭和 55 年 1 月に会社を退職し、A 市役所に国民健康保険と国民年金の加入手続をして以来、国民年金保険料を納付してきた。今回、年金問題で納付記録を照会したところ、加入手続をした期間の保険料が未納になっていると言われた。私が、保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めた後に A 市役所で国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和 55 年 7 月 1 日に払い出されていることから、同日に加入手続を行ったことが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続を行った際に国民年金保険料をまとめて納付した記憶があるとしており、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 55 年 7 月 1 日時点で、55 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は過年度納付できる期間であること、同年 4 月以降の保険料は現年度納付できることから、申立人が国民年金の加入手続後に保険料をまとめて納付した可能性は否定できない。

さらに、申立人の国民年金保険料について、申立期間以降に未納は無く、申立期間も 14 か月間と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間及び8年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月から同年3月まで
② 平成7年11月から8年8月まで
③ 平成8年11月

私は、加入時から国民年金保険料を納付してきた。申立期間①については、会社を辞めて国民年金に切り替えて払っていた。申立期間②及び③は、後からさかのぼって何回かに分けて払った記憶がある。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、会社を辞めて国民年金に切り替えて納付したとしているところ、平成5年1月31日付けで国民年金被保険者資格を再取得していることがオンライン記録から確認でき、申立人の申述に信憑^{びよう}性が認められることから、3か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付していなかったとすることは不自然である。

2 申立期間③について、申立人は後からさかのぼって払った記憶があるとしているところ、申立期間③前後の期間は過年度納付していることがオンライン記録から確認でき、1か月と短期間である申立期間③の国民年金保険料を納付しないのは不自然である。

3 申立期間②について、申立人は後からさかのぼって払った記憶があ

るとしているが、平成8年9月から同年10月までの期間及び8年12月から9年3月までの期間の国民年金保険料は、10年10月から11年2月にかけて過年度納付されていることがオンライン記録から確認でき、この納付が始まった10年10月の時点では、申立期間②は時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成5年1月から同年3月までの期間及び8年11月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月
② 昭和 41 年 8 月
③ 昭和 42 年 9 月
④ 昭和 44 年 11 月から 45 年 1 月まで
⑤ 昭和 48 年 4 月

A 県在住時の結婚前は父が、結婚後は元夫の^{しゅうと} 舅 が私の国民年金保険料を納付してくれていた。父や元夫から私の国民年金保険料を納付していることを何度も聞いていた。

また、B 区在住時は、私自身が同区役所で国民年金保険料を納付していた。

申立期間について国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑤について、申立人は、申立期間⑤直前の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を同年 4 月に現年度納付しており、1 か月と短期間である申立期間⑤の保険料を納付できない特段の事情も見当たらない。

2 申立期間①、②、③及び④について、各申立期間は国民年金に未加入の期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

また、各申立期間直前の厚生年金保険については、月途中まで加入しており、各申立期間については、国民年金加入手続をしなかった可能性

も否定できない。

さらに、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 48 年 4 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 51 年 1 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 52 年 1 月まで

昭和 49 年 4 月から 52 年 1 月までの国民年金保険料は、離婚するまでは常に私が金銭を管理しており、保険料も夫婦一緒に A 金庫又は郵便局で納付していた。申立期間が未納とは納得できないので国民年金保険料納付期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、老後のことを考えて、夫婦で B 市において国民年金加入手続を済ませ、申立人の分とその夫の分の国民年金保険料を一緒に A 金庫又は郵便局で納付していたとしているところ、夫婦の国民年金手帳記号番号は、昭和 44 年 7 月ころ連番で払い出されており、申立期間を含む 36 年 12 月から 52 年 1 月までの夫婦の国民年金の資格取得及び喪失の時期は同一であることから、国民年金の資格の得喪手続及び保険料の納付はおおむね夫婦一緒に行ったものと推認できる。こうした中で、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 51 年 1 月から 52 年 1 月までの期間国民年金保険料について、夫の保険料が納付されているにもかかわらず、申立人のみ未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、申立期間以降で厚生年金保険の加入期間を除き、国民年金加入期間はすべて保険料を納付している。

さらに、申立人は、平成 18 年 3 月からは高齢任意加入している上、夫婦共に厚生年金保険被保険者から国民年金への切替えは適正に行っていることから、夫婦共に国民年金に対する意識が高かったことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間のうち、昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間及び 50 年 7 月から同年 12 月までの期間について、国民年金保険料を申立人の分とその夫の分を一緒に納付したとしているが、当該期間は夫婦共に未納となっている。

加えて、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 6 月までの期間及び 51 年 1 月から 52 年 1 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年4月から56年3月までの期間及び59年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年5月から56年3月まで
② 昭和59年1月から同年3月まで

私の夫は会社退職後の昭和53年5月ごろ、A市役所（現在は、B市役所。）に行き、自分達夫婦の老後のために国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。年数が経ち、当時の帳簿や領収書等はないが、市役所から国民年金保険料未納の督促を受けた記憶も無い。夫が私の分と一緒に納付していたのに未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の夫は、夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料をA市役所で納付していたとしているところ、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和56年6月3日に払い出されている上、その夫は55年4月以降の保険料を過年度納付していることから、同じころ国民年金手帳記号番号が払い出された申立人の過年度分の保険料も申立人の夫が同様に納付していたと考えるのが自然である。

2 申立期間②について、申立人は、申立人の夫が厚生年金保険加入後は、国民年金に任意加入しており、かつ申立期間②以後は未納がないことから、申立人の保険料納付意識は高かったと考えられる上、3か月と短期間である申立期間②について納付しなかったとする特段の事情も見当たらない。

- 3 一方、申立期間①のうち昭和 53 年 5 月から 55 年 3 月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号は 56 年 7 月 24 日に払い出されており、払出日からすると、当該期間の一部は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 55 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 59 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年12月までの期間のうちの5か月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年12月までの期間のうち
の32か月

A市役所の国民年金課から保険料の未納期間があるので納めた方がよいと記載された通知が来たので、すぐに市役所に5,000円ぐらいの現金を持って行き未納分をすべて納めた。領収書は無いが、確かに納めたはずであるので未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間については、オンライン記録では、昭和38年度は1か月が納付済みとなっているが、納付済みの1か月については何月分なのか特定できていない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月21日に払い出されていること及び国民年金手帳の検認記録で40年8月からの納付が確認できることから、申立人はこのころに国民年金の加入手続きを行い、過年度納付を行ったと推認できるが、過年度納付が可能な38年7月から同年12月までの期間のうち1か月分のみの保険料を納付したとするのは考えにくく、過年度納付可能な期間の保険料を納付したとするのが自然である。

さらに、申立人は、申立期間以降は、未納期間が無いことから保険料の納付意識は高かったと考えられる。

2 一方、申立期間のうち、昭和36年4月から38年6月までの期間については、払出日からすると、時効により納付できない期間であり、申立

人が当該期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年7月から同年12月までのうちの5か月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年12月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで

私はA市に引っ越して来た際、昭和50年代の何年ごろなのか詳しくは覚えていないが、妻と一緒に家にいた時に「国民年金を払っていない人は年金をもらえなくなる」との内容の市の放送を聞き、それは大変だと思い、老後のことを考えて妻が市役所に加入の手続に行った。納付書は、窓口で手書きのものを二人分もらい、後日銀行で一括納付した記憶がある。夫婦二人分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月1日に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦がA市に転入後、市の広報無線放送で「国民年金に加入していない人は、年金がもらえなくなる」との内容の放送を聞き、申立人の妻がA市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、市の窓口で夫婦二人分の手書きの納付書もらい、申立人の経営する事業所近くのB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付したとする時期は、第3回特例納付が可能な時期であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人の妻は、特例納付について市役所職員から受けた説明も具体的に記憶している上、申立人のA市国民年金被保険者名簿には、「昭和53年10月7日附則第4条発付」の記載が確認でき、かつ、申立人の所持する年金手帳の記載から昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の特例納付

の納付書が市役所窓口で発行されたと推認でき、申立人の主張に不合理な点はなく、申立人の妻が当該納付書で、特例納付保険料を一括納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人は、申立期間当時会社を経営しており、申立期間の国民年金保険料を特例納付するだけの資力が十分あったものと考えられる上、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は当該期間の前後は国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から50年12月までの期間及び52年10月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から50年12月まで
② 昭和52年10月から同年12月まで

私はA市に引っ越して来た際、昭和50年代の何年ごろなのか詳しくは覚えていないが、主人と一緒に家にいた時に「国民年金を払っていない人は年金をもらえなくなる」との内容の市の放送を聞き、それは大変だと思い、老後のことを考えて市役所に加入の手続に行った。納付書は、窓口で手書きのものを二人分もらい、後日銀行で一括納付した記憶がある。夫婦二人分の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年12月1日に夫婦連番で払い出されており、申立人夫婦がA市に転入後、市の広報無線放送で「国民年金に加入していない人は、年金がもらえなくなる」との内容の放送を聞き、A市役所で国民年金の加入手続を行い、後日、市の窓口で夫婦二人分の手書きの納付書もらい、申立人の夫の経営する事業所近くのB銀行（現在は、C銀行）D支店で納付したとする時期は、第3回特例納付が可能な時期であることから、申立内容に不自然さはみられない。

また、申立人は、特例納付について市役所職員から受けた説明も具体的に記憶している上、申立人のA市国民年金被保険者名簿には、「昭和53年10月7日附則第4条発付」の記載が確認でき、かつ、申立人の所持する年金手帳の記載から昭和46年4月1日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間の特例納付の納付

書が市役所窓口で発行されたと推認でき、申立人の主張に不合理な点は無く、申立人が当該納付書で、特例納付保険料を一括納付したと考えても不自然ではない。

さらに、申立人の夫は、申立期間当時会社を経営しており、申立期間の国民年金保険料を特例納付するだけの資力が十分あったものと考えられる上、申立人夫婦は、申立期間を除き、国民年金加入期間中は、国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

- 2 申立期間②について、申立人は当該期間の前後は国民年金保険料を納付しており、当該期間は3か月と短期間である。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
結婚後の国民年金保険料は、私が夫の分と一緒に 3 か月ごとに農協に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 40 年 12 月 14 日に払い出されており、払出時点からすると申立期間は納付が可能な期間である。

また、夫婦の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人は、申立期間を除いてすべて納付済みとなっており、国民年金に対する意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで
結婚後の国民年金保険料は、妻が私の分と一緒に 3 か月ごとに農協に納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和 41 年 4 月 12 日に払い出されており、払出時点からすると申立期間は納付が可能な期間である。

また、夫婦の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は申立期間を除いてすべて納付済みとなっており、国民年金に対する意識の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間であり、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から49年3月まで

申立期間は、父親が納税組合を介して国民年金保険料を毎月納付していた。この納税組合は、隣組各戸が交替で税金や国民年金保険料の集金に当たり、毎月末にA農協B支店を経由してC役場に納付していたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が納税組合を介して国民年金保険料を毎月納付していたとしているところ、申立人の父親の納付記録は、国民年金の被保険者期間であった全期間について納付済みとなっていること及び申立期間当時のC町には納税組合が国民年金保険料の集金を行なっていたことなどが確認できることから、申立人の供述に信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付してくれたとするその父親は、申立期間のうち昭和42年2月から45年7月までの期間については二人分の保険料として400円から600円を、45年8月から49年3月までの期間については、3人分の保険料として約1,500円を納付したとしており、これらの金額は、当時の保険料額とほぼ一致している。

さらに、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月

私が国民年金の加入手続をし、結婚するまでの国民年金保険料を納付していた。結婚後 A 市に在住しているときは、B 小学校の隣の出張所において、また C 区に移転してからは、D 駅近くの出張所又は E 出張所において、妻が夫婦二人分の保険料を納付してくれた。申立期間の妻の保険料は納付済みであるのに、私が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後からは申立人の妻が妻の分の国民年金保険料と一緒に申立人の保険料を納付してくれたと申述しているところ、A 市の記録及びオンライン記録から、申立期間以前の昭和 48 年 4 月から 56 年 3 月までの期間及び 60 年 4 月から 62 年 2 月までの期間の申立人及びその妻の保険料が、一緒に収納されていたことが確認できることから、申立人の申述は信憑性が高いと考えられる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したとするその妻のオンライン記録は、申立期間の保険料が納付済みであることが確認できることから、申立人の申立期間が未納となっているのは不自然である。

さらに、申立人が 1 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかったとする特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年7月から61年1月まで
② 平成3年3月から5年3月まで

昭和60年に会社を退職した際、母親が国民年金の加入手続きをしてくれた。申立期間①の国民年金保険料については、加入直後に母親が納付してくれたようだ。申立期間②についても、平成3年に会社を退職して、A業を始めたころ、妻が夫婦二人分の手続きをして、すぐに保険料を納付し始めているので、納付の事実を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その母親が、昭和60年に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、60年11月1日に払い出されていることが確認でき、その時点では、申立期間①は保険料の現年度納付が可能な期間である。

また、申立人の母親が、7か月と短期間である申立期間①の国民年金保険料を納付できなかったとする特別な事情は見当たらない。

2 一方、申立期間②について、申立人は、B町の国民年金被保険者記録連絡票では国民年金の未加入期間となっていることから、申立期間②の国民年金保険料は納付できなかったと考えられる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立期間②について、申立人の妻が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、一緒に納付

したとする申立人の妻は未納となっている。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年7月から61年1月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から38年3月まで
昭和38年に結婚して、すぐに妻が国民年金の氏名変更手続きをしてくれた。それまでの未納分についても、39年の始めころに妻がまとめて納付してくれた。申立期間が未納になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の国民年金保険料をすべて納付しており、保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人の妻が一括納付したと主張する昭和39年の始めころは、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったほか、特殊台帳により確認できる申立期間前の36年6月から同年12月までの保険料を納付した第1回特例納付実施期間中（45年7月から47年6月まで）においても、申立期間の保険料を特例納付することが可能であったことから、申立人が、12か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立期間①について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、平成6年4月1日であると認められることから、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。
なお、事業主は、申立人に係る平成6年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。
- 2 申立期間②の株式会社Bにおける標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間②の標準報酬月額を9万8,000円に訂正することが必要である。
- 3 申立期間③について、申立人の株式会社Bにおける資格喪失日は、平成7年10月1日であると認められることから、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。
なお、標準報酬月額については9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年3月31日から同年4月1日まで
(A株式会社)
② 平成6年4月1日から同年8月31日まで
(株式会社B)
③ 平成6年8月31日から7年10月1日まで
(株式会社B)

昭和58年10月から株式会社Cに勤務し、その後、平成19年6月15日に株式会社Dを退職するまで、人事異動によりCグループのグループ会社で勤務を続けたが、6年3月31日から同年4月1日まで勤務したA株式会社、同年8月31日から7年10月1日まで勤務した株式会社Bでの厚生年金保険被保険者記録が欠落している。この期間は、厚

生年金保険料が控除されたことが記載されている家計簿があるので、この期間を被保険者期間として認めてほしい（申立期間①及び③）。

また、平成6年4月1日から同年8月31日までについては、厚生年金保険の被保険者とはなっているが、標準報酬月額が家計簿に記載された控除保険料額と比べると引き下げられているので、その金額に見合う標準報酬月額に訂正してほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人はオンライン記録では、A株式会社において平成4年2月28日に厚生年金保険の資格を取得し、6年3月31日に資格を喪失後、同年4月1日に同じCグループである株式会社Bにおいて資格を取得しており、6年3月31日から同年4月1日までの期間の記録が無い。

しかし、複数の同僚は、申立人は申立期間①にCグループに勤務していたと供述しているほか、雇用保険の加入記録（平成4年3月5日資格取得、9年9月30日資格喪失）から、申立期間も継続して勤務していたことが推認できる。

また、申立人から提出された申立期間①に係る家計簿に記載された厚生年金保険料から算出した標準報酬月額と、オンライン記録の標準報酬月額が一致することから、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。なお、申立人は給与明細書を保持していないが、申立人が提出した平成6年から13年までの家計簿に記載された厚生年金保険料から算出した標準報酬月額とオンライン記録（さかのぼって記録が訂正されている期間については訂正前）の標準報酬月額とが一致する上、申立人が9年9月1日から14年9月30日まで勤務した株式会社Dの賃金台帳のうち入手できた13年の賃金台帳に記載されている厚生年金保険料控除額と、申立人の同年の家計簿に記された厚生年金保険料額とが一致したことから、当該家計簿は給与明細書の金額を転記したものと推認することができる。

さらに、申立人の申立期間①に係る異動はグループ会社間の異動であることが、法人登記簿謄本で確認できることから、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における平成6年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、元事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から回答が得られないが、事業主が資格喪失日を平成6年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当

時) がこれを同年 3 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 3 月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付すべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。)、事業主は申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②については、申立人から提出された申立期間に係る家計簿に記載された厚生年金保険料の記録及び雇用保険の加入記録から、申立期間②である平成 6 年 4 月 1 日から同年 8 月 31 日まで株式会社 B で勤務していたことが認められ、この間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する平成 6 年 4 月から 7 年 9 月までを 9 万 8,000 円と記録していたところ、株式会社 B が適用事業所に該当しなくなった日(6 年 10 月 31 日)の後の 8 年 1 月 5 日付けで、資格取得時の 6 年 4 月 1 日までさかのぼって標準報酬月額を 8 万円に引き下げている。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、申立期間②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額は事業主が社会保険事務所に当初届け出た 9 万 8,000 円とすることが妥当である。

3 申立期間③については、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から、申立人が平成 7 年 10 月 1 日まで、C グループ(株式会社 B)に継続して勤務していたことが認められるが、オンライン記録では、当初、申立人の株式会社 B における申立期間③に係る標準報酬月額は 6 年 8 月から 7 年 10 月まで 9 万 8,000 円と記録されているところ、8 年 1 月 5 日に 6 年 8 月 31 日まで遡及^{そきゅう}して厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録では、株式会社 B は、平成 6 年 10 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、同日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の記録の中には、同日以降の異なる日付で被保険者資格を喪失した旨の記録を 8 年 1 月 5 日にさかのぼって訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理前の記録から、6 年 10 月 31 日において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくな

ったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成6年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の株式会社Bにおける資格喪失日は、株式会社Eの資格取得日と同日の7年10月1日であると認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、申立人の株式会社Bに係る平成6年10月の取消し前の社会保険事務所（当時）の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格の喪失日に係る記録を昭和49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月30日から同年7月1日まで

私は昭和49年4月1日にA株式会社に入社し、B地区（本社がBのため、本社及びC工場等。）で3か月の研修後、同年7月1日付けでDに配属されたが、今回のねんきん特別便により、49年6月分の厚生年金保険の記録が欠落していることが判明した。

入社以来、平成21年3月31日まで継続してA株式会社に勤務しており、その間厚生年金保険の記録が途切れることはないと考えられ、また、当該欠落は当時の事務担当者の記載ミスで発生したものであることを同社の人事担当者が認めているので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の人事記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和49年7月1日にA株式会社本社からDに異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社本社における昭和49年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、

事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載に誤りがあったとしていることから、事業主が昭和 49 年 6 月 30 日を A 株式会社本社における資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は還付した場合を含む。）、事業主は申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は、平成6年11月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成4年12月から6年10月までの標準報酬月額については44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成4年12月31日から6年11月8日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間は、厚生年金保険被保険者資格喪失の処理が行われているので、同期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、株式会社Aに継続して勤務していたことが同僚の供述から推認できるが、オンライン記録では、平成4年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

一方、オンライン記録により、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の加入記録のうち、平成4年12月31日付けの被保険者資格喪失日が、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった6年11月8日より後の同年12月8日に5年及び6年の定時決定の記録を取り消した上で処理されていることが確認できることから、申立期間の厚生年金保険の被保険者資格について遡及して訂正処理が行われていることが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成4年12月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日である6年11月8日であると認められる。

また、平成4年12月から6年10月までの標準報酬月額については、4年11月のオンライン記録から、44万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（36万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 30 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における平成 11 年 10 月 1 日から 14 年 7 月 30 日までの標準報酬月額が 9 万 8,000 円となっているが、誤りであると思うので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 36 万円と記録されていたところ、平成 13 年 11 月 6 日付けで過去 3 年間の定時決定が訂正され、11 年 10 月 1 日にさかのぼって 9 万 8,000 円に引き下げられ、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（14 年 7 月 30 日。以下「全喪日」という。）まで継続していることが確認できる。

また、事業主は、申立人と同様に平成 13 年 11 月 6 日付けで 11 年 10 月 1 日からさかのぼって標準報酬月額が 36 万円から 9 万 8,000 円に減額訂正され、14 年 7 月 30 日の全喪日まで継続していることが確認できる。

さらに、平成 13 年度及び 14 年度滞納処分票によると、申立期間当時、相当額の厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる。

しかしながら、申立人から提出された給与明細書及び特別区民税・都民税・特別徴収税額の通知表の写しから、申立人は、申立期間において事業主により 36 万円の標準報酬月額に相当する保険料を給与から控除されていることが認められる。

一方、A株式会社の商業登記簿から、申立人は当該訂正処理が行われた

平成 13 年 11 月 6 日に同社の取締役であったことが確認できるが、A 株式会社の 13 年度及び 14 年度の滞納処分票には社会保険事務所（当時）との応対者は事業主であって、申立人の記載が無いとともに、同社の複数の従業員は、「申立人は、申立期間当時は営業担当であり、厚生年金保険関係事務及び経理に係る職務への関与や影響力はなかった。」と供述していることから、申立人が当該訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらの事実を総合的に判断すると、平成 13 年 11 月 6 日付けで行われた^{そきゅう}遡及訂正処理は事実^{そきゅう}に即したものと^{そきゅう}は考え難く、申立人について 11 年 10 月 1 日にさかのぼって標準報酬月額^{そきゅう}の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の 11 年 10 月から 14 年 6 月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日は昭和40年1月11日、資格喪失日は41年4月8日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和40年1月から同年4月までは3万6,000円、同年5月から41年3月までは6万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年1月11日から41年4月8日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A株式会社から同社C出張所へ所長として転勤したが、この期間の被保険者期間が欠落していることが分かった。継続して勤務していたので、当該期間について年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を昭和40年1月11日、資格喪失日を41年4月8日と社会保険事務所（当時）に届け出ていることが、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できたことから、申立人の資格取得日及び喪失日の記録を40年1月11日及び41年4月8日とすることが必要である。

なお、公共職業安定所の記録によると、申立人が申立期間前後の厚生年金保険被保険者である期間も含め、雇用保険の被保険者であることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額は、今回統合する健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和40年1月から同年4月までは3万6,000円（当該期間の標準報酬月額の最高等級）、同年5月から41年3

月までは6万円（当該期間の標準報酬月額の高等級）とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和50年4月から同年9月までの期間は15万円、51年10月から52年9月までの期間は20万円、同年10月から54年3月までの期間は22万円、同年4月から55年3月までの期間は24万円、同年4月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から56年3月までの期間は24万円、同年4月から57年3月までの期間は28万円、同年4月から58年3月までの期間は30万円、同年4月から60年3月までの期間は32万円、同年4月から平成6年10月までの期間は34万円、7年1月から同年9月までの期間及び8年10月から10年3月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月1日から平成10年4月25日まで
ねんきん定期便の有限会社Aに勤めていた時の厚生年金保険の保険料納付額（標準報酬月額）と、給与支払明細書の厚生年金保険の控除額が違っている。当時、B所のC氏が経理事務のアドバイスをしていた。同僚にはDさん、E兄弟がいた。給与支払明細書もあるので、調べて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び同僚の給与明細書及び同僚の源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間は 15 万円、51 年 10 月から 52 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間は 22 万円、同年 4 月から 55 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 56 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から 57 年 3 月までの期間は 28 万円、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は 32 万円、同年 4 月から平成 6 年 10 月までの期間は 34 万円、7 年 1 月から同年 9 月までの期間及び 8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間は 36 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する複数の期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から同年 12 月までの期間及び平成 7 年 12 月から 8 年 9 月までの期間の標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 51 年 1 月から同年 9 月までの期間、平成 6 年 11 月、同年 12 月、7 年 10 月及び同年 11 月については、給与明細書の提出が無く、事業所も全員資格を喪失し解散しており、資料が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、昭和50年4月から同年9月までの期間は15万円、51年10月から52年9月までの期間は20万円、同年10月から54年3月までの期間は22万円、同年4月から55年3月までの期間は24万円、同年4月から同年9月までの期間は28万円、同年10月から56年3月までの期間は24万円、同年4月から57年3月までの期間は28万円、同年4月から58年3月までの期間は30万円、同年4月から60年3月までの期間は32万円、同年4月から平成6年10月までの期間は34万円、同年11月及び同年12月は30万円、7年1月から同年9月までの期間は32万円、並びに8年10月から10年3月までの期間は36万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年4月1日から平成10年4月25日まで
有限会社Aに勤めていた時の給与支払明細書の厚生年金保険の控除額から算定される標準報酬月額と、社会保険事務所（当時）の記録が違っていることに気がついた。同僚のB氏も同じように違っていた。同社は平成10年に閉鎖した、C社長外6人の会社だった。調べて標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（平成19年法律第131号）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準

報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人及び同僚の給与明細書及び申立人の源泉徴収票において確認又は推認できる保険料控除額から判断すると、申立期間のうち、昭和 50 年 4 月から同年 9 月までの期間は 15 万円、51 年 10 月から 52 年 9 月までの期間は 20 万円、同年 10 月から 54 年 3 月までの期間は 22 万円、同年 4 月から 55 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から同年 9 月までの期間は 28 万円、同年 10 月から 56 年 3 月までの期間は 24 万円、同年 4 月から 57 年 3 月までの期間は 28 万円、同年 4 月から 58 年 3 月までの期間は 30 万円、同年 4 月から 60 年 3 月までの期間は 32 万円、同年 4 月から平成 6 年 10 月までの期間は 34 万円、同年 11 月及び同年 12 月は 30 万円、7 年 1 月から同年 9 月までの期間は 32 万円、並びに 8 年 10 月から 10 年 3 月までの期間は 36 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所（当時）で記録されている標準報酬月額が、今回訂正する複数の期間において一致していないことから、事業主は給与明細書で確認できる報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、平成 8 年 4 月及び同年 6 月から同年 9 月までの期間の標準報酬月額については、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額が、社会保険事務所（当時）の記録における標準報酬月額を超えないことから、記録を訂正する必要は認められない。

また、申立期間のうち、昭和 50 年 10 月から 51 年 9 月までの期間、平成 7 年 10 月から 8 年 3 月までの期間及び同年 5 月については、給与明細書の提出が無く、事業所も全員資格を喪失し解散しており、資料が無いことから、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、株式会社AのB支店における資格取得日は昭和28年4月1日、資格喪失日は昭和29年2月1日であると認められることから、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を上記のとおりとすることが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月1日から22年1月1日まで
② 昭和28年4月1日から29年2月1日まで

昭和21年10月から60年12月31日まで本人が株式会社Aに在籍しており、その間は厚生年金保険に加入していたものと思われるが、ねんきん特別便「年金記録のお知らせ」によると上記期間が欠落している。

株式会社Aは、創業*年で、一部上場会社なので、厚生年金保険の管理もきちんと行われていたと思う。記録の回復をしてほしい。

(注) 申立ては死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aから提出された退職証明書及び人事記録から、申立期間①及び②において、当事業所に継続して勤務し在籍していたことが確認できる。

また、株式会社Aは、C社会保険事務所(当時)の照会文書の回答にて、申立人の申立期間の所属部署は、申立期間①は「D出張所」、申立期間②は「E所」とされ、在籍及び継続勤務を認めている。

しかしながら、申立期間①については、申立人は当事業所に入社し継続

して勤務をしていたことは上記の理由から確認できるが、同僚の供述から見習期間中は厚生年金保険には加入させなかったとあり、事業所も試行（試用）期間中は加入させないのが通例であったと回答しているところ、申立人の人事記録にも入社当初は見習であったとの記録があるところから、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたとは認め難い。

一方、申立期間②の株式会社AのB支店の期間については、資格取得日が昭和26年10月1日付けの申立人の当初の番号とは異なる3枚の「被保険者原票照会回答票」が社会保険庁（当時）に残されており、そのうち資格喪失日が28年4月1日付けの届出は、申立人の番号に統合され現在の厚生年金保険の記録とされたが、残り2枚については未統合の記録として残され、そのため申立人の厚生年金保険の被保険者記録が28年4月1日から29年2月1日まで欠落することとなったと推認される。

この空白期間の勤務実態及び保険料控除については、株式会社Aから提出された人事記録によると、申立人は、昭和28年8月15日にF県の「E所」に異動してから、31年10月5日付けで同じF県の「G所」に転勤するまでの3年間は転勤の記録が無いことから、未統合記録の期間も継続して同事業所に勤務していたと推認され、保険料控除についても、未統合の「被保険者原票照会回答票」の1枚に資格喪失日の記録が無いことから、社会保険事務所（当時）からの申立人分を含む厚生年金保険料の納付の告知は継続されており、事業主は、申立人の給与から控除をしていたと推認される。

これらを総合的に判断すると、申立人の株式会社AのB支店の昭和28年4月1日付けの資格喪失日を29年2月1日に変更し、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者台帳の未統合の記録から8,000円とすることが妥当である。

埼玉厚生年金 事案2356

第1 委員会の結論

申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年1月4日から43年8月22日まで
社会保険庁(当時)の記録では、私が脱退手当金を受け取ったことになっているが、厚生年金保険を脱退できることさえ知らなかった。出産後も働くつもりであったが、退職せざるを得ない事情により退職したため、脱退手当金を受給していないので調査願いたい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を請求する場合、過去のすべての被保険者期間をその計算の基礎とすべきところ、申立期間より前に勤務した事業所に係る2つの期間については、その計算の基礎とされておらず未請求となっているが、申立人が脱退手当金の請求時に当該期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の事業所において、申立期間当時社会保険関係を担当していたとする同僚は、「私が担当していた期間(昭和42年ごろから45年ごろまで)は、脱退手当金の請求手続を行ったことは無い。」と供述していることを踏まえると、当該事業所において代理請求がなされていたものとは考え難い上、申立期間の脱退手当金は法定支給額と840円相違する。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金納付書・領収証書により、申立人は昭和47年4月3日に、43年9月から44年3月までの国民年金保険料の特例納付を行っていることが確認できることから、申立人は最終事業所に43年8月まで勤務していたことを十分に認識し、その後も年金を継続しようとする意思が認められ、申立人が脱退手当金を請求する意思を有していたものとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録及びB株式会社C支店における資格取得日に係る記録を昭和40年6月21日に訂正し、申立期間②の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和30年3月15日から31年1月1日まで
② 昭和40年6月20日から同年7月20日まで

昭和30年3月にD株式会社に入社し、34年8月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、厚生年金保険被保険者であった期間が31年1月から34年8月までで、30年3月から同年12月までの期間が空白となっていた。申立期間①について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

また、昭和34年9月からA株式会社に入社し、平成5年6月まで勤めていたが、被保険者記録回答票によれば、昭和40年6月が空白となっていた。人事異動による転勤をしただけであることから、申立期間②について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、A株式会社が保管している社員名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人はA株式会社及びB株式会社C支店に継続して勤務していたことが確認できることから、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、社員名簿に昭和40年6月21日にB株式会

社C支店へ異動したと記載されていることから、同日に同社C支店への転勤があったことが推認できる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立期間②前後の社会保険事務所（当時）の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①について、申立人は昭和30年3月から34年8月までD株式会社に継続して勤務していたとしているが、同社は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、所在地を管轄する法務局に商業登記簿謄本の保管も無いことから、当時の事業主及び役員の所在も不明であり、申立人の同社における勤務状況や厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、連絡先が判明した当時の同僚に、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認をしたが、具体的に記憶している者はいなかった。

さらに、申立人は申立期間①について、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた具体的な記憶が無く、申立期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和51年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年3月31日から同年4月1日まで
社会保険庁(当時)の記録では、A株式会社B工場の資格喪失日が昭和51年3月31日、A株式会社での資格取得日が同年4月1日となっており、1か月の欠落期間があるが、実際は同社B工場から本社への転勤であり勤務は継続している。事務処理の誤りと思われるので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主による異動日の確認ができる在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及びC健康保険組合の被保険者記録から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和51年4月1日にA株式会社B工場から同社D部に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社B工場における昭和51年2月及び同社(本社)における同年4月の社会保険事務所(当時)の記録から20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和51年4月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所(当時)がこれを同年3月31日と記録することは考え難いこ

とから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B株式会社）C支社における申立期間に係る被保険者資格の喪失日は昭和45年6月1日であったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、昭和44年6月から同年8月までは5万2,000円、同年9月及び同年10月は6万円、並びに同年11月から45年5月までは10万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月1日から45年6月1日まで
社会保険事務所（当時）の記録では、昭和44年6月1日から45年6月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いとのことだが、38年4月1日に入社してから平成2年2月14日に退職するまで一貫してA社に勤務し、申立期間当時はC支社D支部に勤務していたので、この期間を被保険者として認めてほしい。

（注）申立では、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の上司及び同僚の供述並びにB株式会社から提出された申立人に係る就業証明書及び同社が保管する社員カードにより、申立人が、申立期間においてA社C支社にEとして継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、B株式会社が保管する社員カードに、申立人のA社F支社勤務が昭和45年6月1日と記載されており、後任者が「同年5月に赴任し、引き継ぎを行った後に申立人が転勤した。」と供述している上、戸籍謄本により申立人が同年6月12日にG市からH県I市に転籍していることが確認でき、さらに同社F支社の同僚は、「申立人が同年6月1日付けで同社

F支社に転勤してきた。」と供述している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人は昭和44年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失しているにもかかわらず、同年9月1日に標準報酬月額が随時改定が行われ、かつ、同年11月1日に制度改定による標準報酬月額改定が行われたことが認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人が主張する昭和45年6月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票により、昭和44年6月から同年8月までは5万2,000円、同年9月の随時改定により同年9月及び同年10月は6万円、並びに同年11月の改定により同年11月から45年5月までは10万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和40年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月1日から同年7月1日まで

昭和40年4月1日にA株式会社に入社した後、同社B工場に配属され56年5月6日まで同工場に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落していることが判明した。同社には継続して勤務していたので、同期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が発行した在籍証明書、雇用保険の被保険者記録及び申立人と同時にA株式会社に入社し、一緒に同社B工場に配属されたとする同僚の供述等から判断すると、申立人がA株式会社に継続して勤務し（昭和40年7月1日にA株式会社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和40年5月のオンライン記録から、2万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立人とA株式会社に同日採用され同社B工場に同日異動したすべての被保険者について記録が欠落していること、及び当時の社会保険事務所（当時）における被保険者原票での記録管理の状況を踏まえると、これら対象

者すべての記録について、事業主が資格喪失日を昭和 40 年 7 月 1 日と届けたにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年 6 月 1 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年 6 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A（現在は、株式会社B）C支店における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和45年4月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年4月30日から同年5月7日まで
昭和44年4月から、株式会社Aに継続勤務し、45年4月30日に同社D支店から同社C支店に転勤した。同社C支店の被保険者資格取得は同年5月7日ではなく、同年4月30日であるので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bの申立人に係る職歴証明書、同社の回答、E保険組合の記録及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人が株式会社Aに継続して勤務し（昭和45年4月30日に株式会社AのD支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、株式会社BのC支店に係る事業所別被保険者名簿に記載のある申立人の昭和45年5月の資格取得時の標準報酬月額から、2万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる

関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和60年6月21日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和60年4月は30万円、同年5月は26万円に訂正することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月30日から同年6月21日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社の資格喪失日は昭和60年4月30日となっているが、同年7月20日まで勤務していた。一緒に退職した元同僚の給与明細書を提出するので、元同僚の調査で判明した同社が厚生年金保険の適用事業所であった同年6月21日まで厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、給与明細書等を所持していないが、同僚が所持する給与明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社に昭和60年7月20日まで勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、A株式会社は、当初、昭和60年9月26日付けで同年4月30日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった旨の処理が行われ、併せて同日付けで申立人の同年5月の標準報酬月額に係る随時改定記録の取消し及び同年4月30日資格喪失の処理が行われていたが、オンライン記録では、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日を平成21年6月2日付けで昭和60年6月21日として取消処理を行っていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所(当時)における申立

人の標準報酬月額に係る記録訂正及び資格喪失に係る記録は、有効なものとは認められないことから、申立人の当該事業所における資格喪失日に係る記録を昭和 60 年 6 月 21 日とし、59 年 10 月に行われた社会保険事務所（当時）の定時決定の記録から 60 年 4 月の標準報酬月額を 30 万円、同年 5 月の標準報酬月額は取り消された随時決定の記録から 26 万円とすることが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B営業所における資格喪失日に係る記録を昭和41年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年7月31日から同年8月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、A株式会社B営業所の厚生年金保険被保険者資格喪失日が昭和41年7月31日となっているが、同年7月31日に同社本社へ異動し、C株式会社(現在は、D株式会社)本社に出向したので、資格喪失日は同年8月1日の誤りであると思う。被保険者期間1か月が欠落しており、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、A株式会社は、「当時の資料が無く、申立人のC株式会社への異動日は不明であるが、昭和41年7月9日付け発行の社報ではA株式会社B営業所の申立人を含む20人が、同月1日付けでC株式会社に出向していることが確認でき、同年9月現在の社員名簿に申立人はC株式会社のE職として登載されている。」と供述している。

また、複数の元同僚は「申立人を含む多数の者が一緒に異動したのに申立人の記録が漏れるのはおかしい。」と供述している上、A株式会社B営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によりC株式会社B支店に出向した18人の資格喪失日は昭和41年8月1日となっているのに対し、C株式会社本社へ出向した申立人と他の一人の資格喪失日は、同年7月31日となっていることが確認できる。

さらに、雇用保険の被保険者記録では、申立人の離職日は昭和41年7

月 31 日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が昭和 41 年 7 月 31 日に A 株式会社 B 営業所から C 株式会社へ異動（出向）し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 営業所における昭和 41 年 6 月の社会保険事務所の記録から 5 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無く不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和 41 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る 41 年 7 月の保険料について告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の有限会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成19年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和58年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年1月31日から同年2月1日まで
社会保険庁(当時)の記録によると、有限会社Aの厚生年金保険資格喪失日が平成19年1月31日となっているが、退職日は同日であるので喪失日は同年2月1日となり被保険者期間1か月が欠落している。被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、有限会社Aから提出されたB社会保険事務所(当時)の平成19年2月5日付け(処理日は19年2月6日)受付印のある「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(副)」写しでは、当初、資格喪失年月日及び退職年月日が、ともに同年1月31日と記載されていたところ、退職年月日が同月30日に訂正されていることが確認できる。

同社の代表者は、厚生年金保険料の給与からの控除は翌月控除方式であると供述し、平成19年1月の保険料を控除したことを認めている上、申立人の資格喪失日を同年2月1日とすべきところ、同年1月31日と誤って記載して届け出たことを認めている。

また、雇用保険の被保険者番号照会の結果、申立人の同社離職日は、平成19年1月31日となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が同社を退職した日は平成 19 年 1 月 31 日であり、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成 18 年 9 月のオンライン記録から 22 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、社会保険事務所（当時）は、「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書(副)」写しのとおり、申立人の資格喪失日を平成 19 年 1 月 31 日と記録し、その結果、申立人に係る同年 1 月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成15年12月10日、16年8月9日、同年12月10日、17年8月5日及び同年10月9日の賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を15年12月10日は37万2,000円、16年8月9日は36万2,000円、同年12月10日は35万2,000円、17年8月5日は42万5,000円及び同年10月9日は41万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日
② 平成16年8月9日
③ 平成16年12月10日
④ 平成17年8月5日
⑤ 平成17年10月9日
⑥ 平成18年8月

有限会社Aに勤務していた平成15年12月から18年8月までの期間に6回の賞与を受けた。同期間の賞与から厚生年金保険料が控除されているが、社会保険庁（当時）の年金記録には賞与の記録が抜けている。厚生年金保険の記録に賞与の記録を入れてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管している有限会社Aでの給料（賞与）明細書から、申立人は、申立期間①、②、③、④及び⑤において、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき改定又は決定されるが、これ

に基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の給料（賞与）明細書において、当該期間の賞与から控除された厚生年金保険料に基づく標準賞与額から、平成 15 年 12 月 10 日は 37 万 2,000 円、16 年 8 月 9 日は 36 万 2,000 円、同年 12 月 10 日は 35 万 2,000 円、17 年 8 月 5 日は 42 万 5,000 円、同年 10 月 9 日は 41 万 5,000 円とすることが妥当である。

一方、有限会社 A が平成 18 年 8 月に申立人に支給した賞与については、給与（賞与）明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間①、②、③、④及び⑤に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所は、申立人の申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の、Aにおける申立期間に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年2月1日、資格喪失日が18年2月1日とされ、当該期間のうち同年1月1日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年2月1日とし、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年1月31日から同年2月1日まで
平成18年1月31日まで、Aに勤務していた。有給休暇消化のため同年1月27日から同年1月31日まで有給休暇を取得した。資格喪失日が同年2月1日に訂正されたが、同年1月1日から同年2月1日までの期間は年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のAにおける申立期間に係る被保険者記録は、資格取得日が平成15年2月1日、資格喪失日が18年2月1日とされ、当該期間のうち同年1月1日から同年2月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間と記録されている。

しかしながら、平成21年9月7日に事業主から社会保険事務所（当時）に提出された被保険者資格喪失届（喪失年月日訂正）や、事業主か

ら提出された給与統計表（給与台帳）、休暇申請書及びタイムカードにより、申立人は平成 15 年 2 月 1 日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、事業主から提出された給与統計表（給与台帳）から確認できる厚生年金保険料控除額に見合う 28 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る当初の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していなことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 4 月から平成 5 年 5 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月から平成 5 年 5 月まで

申立期間の国民年金保険料については、私が 20 歳になった時、父が A 市役所へ行き国民年金の加入をし、その後保険料は主に両親が納付をし、時々私が納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その父が A 市役所で国民年金に加入し、保険料は主に両親が納付し、時々申立人が納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は平成 7 年 7 月ころであり、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間となる上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡もみられないことから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成15年7月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年7月から同年11月まで
申立期間の国民年金保険料については、私が平成15年12月から16年3月ころの間に、職場のあるA駅周辺のB郵便局、C銀行、D銀行、E銀行及びF金庫のいずれかで保険料を窓口にて納付しているはずなので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、平成15年12月から16年3月ころの間に、職場のあるA駅周辺のB郵便局、C銀行、D銀行、E銀行及びF金庫のいずれかの窓口で保険料を窓口にて納付したとしているが、これらの郵便局及び金融機関で申立人の申立期間における国民年金保険料が窓口納付されたことが確認できず、申立期間の直前の12年10月から15年6月までの保険料が申立人と同様に申請免除となっている申立人の妻も申立期間が未納となっており、申立人の申立期間における保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の申立期間における保険料の納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

申立期間については、婦人会の役員が国民年金保険料の集金に来ており、毎月保険料を納付していた。保険料の領収書は特に無く、集金人は小さな紙に自分の判を押して行ったことを記憶している。未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の保険料について、地区の婦人会の集金人が自宅に集金に来ており、毎月納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金への加入時期は、昭和 39 年 7 月ころであり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間及びさかのぼって納付する期間となるが、申立人にさかのぼって納付した記憶は無い上、他の市町村に転居したことは無く、別の国民年金手帳記号番号が発行された形跡がみられない。

また、申立人と同居しているその夫は申立期間の保険料が未納となっており、申立人が申立期間の保険料を納付した事実を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和21年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年5月から52年3月まで

昭和49年5月ころ私の妻がA市役所に出向き、妻自身の住所移転に伴う国民年金の住所変更手続を行った。そのときに私が国民年金に未加入であったので妻が加入手続を行ってくれた。妻は、手続をして夫婦の保険料を市役所で納付したときに、職員から保険料は地区ごとの団体が集金しているの、今後はその団体の集金係に納付するよう言われたことを記憶していると言っている。その後保険料は、妻が夫婦二人分を一緒に団体の集金人に納付していた。国民年金に加入したときに交付された年金手帳は今も持っており、妻は結婚したばかりのときのことであるので、はっきり記憶していると言っている。

申立期間が未納であることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その前後の記号番号の払出状況から昭和52年9月ころに払い出されたと推認でき、払出時点からすると申立期間の一部は時効により納付できない期間である。

また、申立人は、国民年金の加入時に交付された年金手帳は現在所持しているオレンジ色のものであるとしているが、当該手帳は申立人が加入手続をしたとする昭和49年5月より後の同年10月以降に使用されたものであり、申立人の主張と異なる上、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡もうかがわれない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年1月から53年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年1月から53年4月まで

結婚のため昭和49年1月に会社を辞め、退職後すぐにA市役所で国民年金の加入手続をした。手続の際にうすいグリーンの年金手帳を持参したように思う。納付書が送られてきたので、私がB区役所の窓口で国民年金保険料を納付した。保険料は半年で5,000円から6,000円くらいで、半年か1年ほどまとめて納付したように思う。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を辞めてB区に転居した後の昭和49年1月にうすいグリーンの国民年金手帳を持参して、国民年金の資格再取得の手続を行ったとしているが、当該年金手帳にはB区の住所の記載が無いこと、及び資格得喪欄には「昭和47年4月16日喪失」と記載されているが、それ以後の資格取得日が記載されていないことから、B区への転居時に資格再取得及び住所変更手続を行わなかったと推認でき、B区では申立人を被保険者として管理しておらず、申立人は保険料を納付することができなかったと考えられる。

また、申立人はA区在住時の昭和53年5月31日に任意加入し、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されているが、申立期間は任意加入前の未加入期間であることから、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、昭和53年5月に国民年金の任意加入手続をした際に、うすいグリーンの年金手帳を持参したとしているが、申立人の所持する53年に交付された年金手帳には、加入手続をした後に、前に払い出された国民年金手帳記号番号の記録を統合したとみられる記載が確認で

き、加入手続時に年金手帳を持参したとする申立内容と異なるなど、申立人は、国民年金の加入手続に係る記憶が曖昧である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年5月から55年3月まで

私は、会社退職後の昭和53年5月ごろ、A市役所（現在は、B市役所。）に行き、自分達夫婦の老後のために国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行った。年数が経ち、当時の帳簿や領収書等はないが市役所から国民年金保険料未納の督促を受けた記憶も無い。私が妻の分と一緒に納付していたのに未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後の昭和53年5月ごろ、A市役所に行き、国民健康保険と国民年金の加入手続を行ったと申し立てているが、申立期間の国民年金保険料額、納付方法、年金手帳等の具体的な記憶が無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和56年6月に払い出され、申立人は、厚生年金保険資格喪失時にさかのぼって国民年金の資格を取得しているが、払出日からすると申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年6月から50年6月までの期間及び58年10月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和43年6月から50年6月まで
② 昭和58年10月から61年3月まで

私はA区に住んでいた時に、近所を回っていたA区役所の職員から国民年金は強制加入だと言われ国民年金に加入した。途中生活が苦しくて未納となった期間もあったが、60歳での年金請求時にB市役所（現在は、C市）で、受給資格はあると言われ、年金は請求できた。国民年金は任意で加入し、途中でやめた記憶は無い。B市役所で納付していたと思うので、未納期間は無いはずである。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA区に住んでいた時に国民年金に加入し、申立人の夫が厚生年金保険加入時は、国民年金に任意加入し第3号被保険者制度が始まるまでB市役所で国民年金保険料を納付していたとしているが、当時の国民年金の任意加入状況、保険料の納付状況等に係る記憶は曖昧である。

また、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立人に国民年金保険料の納付書は発行されなかったと推認される上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立期間は、合計で115か月と長期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から49年6月までの期間及び51年3月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和48年9月から49年6月まで
② 昭和51年3月から同年6月まで

昭和48年*月に満20歳になった時、まだ大学生であったため、父がA市役所で国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間①及び②の国民年金保険料については、父親からすべて納付したと聞いており、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の父親は高齢のため事情を聴くことができず、申立人は国民年金の加入及び納付に直接関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①及び②は、平成18年7月13日のB社会保険事務所（当時）による厚生年金保険と国民年金との記録の統合により別個の未納期間となったものであり、統合前は、昭和48年*月から52年3月までは一連の未納期間であり、申立人の申立内容とは相違する。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月に払い出されており、かつ、申立人は、前述の記録の統合と同時に52年4月から同年6月までの間の保険料の還付を受けていることから、申立人の保険料納付開始時期は52年4月からと考えるのが自然である。

加えて、申立人が、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したこと

をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月ごろから47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月ごろから47年1月まで
昭和40年ころA市役所からの国民年金の案内が掲載された回覧板が回ってきたので、国民年金の加入手続をした。
当時の国民年金保険料の額は月300円で、市役所から自宅に集金に来た集金員に保険料を納付していた。これが未納とされているのは、納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和40年2月ころに国民年金の加入手続をし、自宅に集金に来た市役所の集金員に国民年金保険料を納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、46年12月にB社会保険事務所（当時）から払い出されている上、47年2月18日に国民年金に任意加入したことが申立人の所持する国民年金手帳により確認できることから、申立期間は国民年金の任意加入期間であり、加入の日からさかのぼって国民年金保険料を納付できない。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年7月から50年12月まで
会社を退職し独立したころには、厚生年金保険から国民年金への切替えが必要であることは知っていた。妻が国民年金の加入手続をし保険料も一緒に納付していたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社退職後国民年金への切替えの必要性を承知しており、その妻が加入手続を済ませ保険料も一緒に納付していたと申し立てているが、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年4月27日に払い出されていることから、払出時点からすると申立期間は時効により納付することはできず、別の手帳記号番号が払い出されていた形跡もうかがえない。

また、申立人自身は国民年金保険料の納付等に関与しておらず、納付してくれたとするその妻は既に他界しており、保険料の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和37年2月から48年4月まで
昭和48年ごろ、A市役所で国民年金の加入手続を行った。その後、市役所からのお知らせで、過去にさかのぼって国民年金保険料を納付できることを知り、未加入となっていた国民年金保険料を一括で納付したので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年ごろ国民年金の加入手続を行い、その後、市役所からのお知らせで、過去にさかのぼって申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、申立期間は任意加入期間であり未加入となっていることから、過去にさかのぼって納付することは制度上できない。

また、申立人は、過去にさかのぼって国民年金保険料を一括納付したとする納付金額、納付方法等の記憶が曖昧^{あいまい}であり、納付状況が不明である。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに納付したことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年3月までの期間、5年10月から6年4月までの期間及び6年7月から9年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年12月から2年3月まで
② 平成5年10月から6年4月まで
③ 平成6年7月から9年6月まで

私は、平成元年に会社を退職した直後にA区役所で国民年金加入手続を行い、窓口で保険料1万円くらいを納付した。その後、5年10月に2度目の退職をした際も前回と同様、退職後すぐにA区役所で国民年金加入手続を行い、保険料1万円くらいを納付した。また、3度目の退職をした後の6年7月から9年6月までの保険料は、両親が納付をしてくれていたはずである。申立期間①、②及び③が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、申立人は会社を退職した直後にA区役所で国民年金の加入手続を行い、それぞれ1万円くらいの保険料を納付したと申し立てているが、申立期間①及び②の保険料額は、それぞれ3万2,000円、7万3,500円であり申立人が納付したとする保険料額と大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は平成5年10月ごろに払い出されており、払出時点からすると申立期間①は時効により納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出された形跡はうかがわれない。

2 申立期間③について、申立人は、その両親が国民年金保険料を納付し

てくれていたと申し立てているが、両親は既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である上、申立人の母親も申立期間③は未納となっている。

また、申立人は、申立期間③は申立期間②とは別個の申立期間として申し立てているが、申立期間③と申立期間②が分かれているのは、平成19年12月に社会保険庁（当時）により行われた6年5月から同年6月までの厚生年金保険被保険者期間の記録の追加によるものであり、それ以前は、申立期間②の始期から申立期間③の終期までの45か月は一連の未納期間であり、申立人の申立内容と相違する。

- 3 申立期間①、②及び③について、それぞれ上記1及び2の理由に加えて申立人が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月 1 日から 10 年 11 月 24 日まで
株式会社Aにおいて被保険者であった、平成 3 年 3 月 1 日から 10 年 11 月 24 日までの期間に係る標準報酬月額を、社会保険事務所（当時）が同年 11 月 24 日付けで、さかのぼって実際の給料より低い額に訂正したので、訂正前の標準報酬月額に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける申立期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録から、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日の平成 10 年 11 月 24 日付けで、3 年 3 月から 6 年 10 月までの期間については 53 万円から 9 万 2,000 円に、同年 11 月から 10 年 10 月までの期間については 59 万円から 9 万 2,000 円にさかのぼって減額訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、申立期間当時、同社の経理担当者として事業主から社会保険事務のすべてを任されていた取締役であったことを本人の供述及び当該事業所の閉鎖登記簿謄本により確認できる上、申立人は当該減額訂正について、「申立期間当時、私が社会保険料の滞納のことで社会保険事務所（当時）に呼ばれた際、担当職員からこれ以上手形等での支払では会社経営が大変だから役員の標準報酬月額をさかのぼって最低額に引き下げれば保険料滞納額を減額することができると言われ、当日は代表者印を持参していたので、その場でやむを得ず記録訂正に同意した。事業主には事後報告した。」と供述していること、及び申立人の妻（当時）の兄は代表取締役であり、また申立人は入社と同時に経理担当の取締役であったことなどから、申立人は、取締役として当該減額処理に係る事業所の意思決定について一定の権限を

有していたと認められる。

なお、申立人は、事業主や同社の当時の役員、同僚などに対して「照会はしないしてほしい。」としているために、申立期間当時の事業所状況等を把握することができなかった。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は単なる取締役であるにとどまらず、会社の業務を執行する権限を有していたものであるから、会社の業務としてなされた当該行為について責任を負うべきであり、自らの標準報酬月額減額処理に關与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 5 月 26 日から同年 8 月 9 日まで

A株式会社にて昭和 27 年 6 月 1 日から 30 年 8 月 25 日まで正社員として連続して勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では申立期間の記録が無い。この間は通常勤務をしており病気をしたり休んではないので、厚生年金保険の加入期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がA株式会社に勤務していたことは、当時の同僚の供述により推認できるものの、連絡のとれた同僚 9 人のいずれもが「申立人が申立期間に勤務していたか不明であり、厚生年金保険に加入していたかも不明である」と供述している。

また、A株式会社によると、当時の人事記録や労働者名簿等も無いため、申立人の勤務実態、厚生年金保険料の控除及び納付については不明としている。

さらに、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は同社において 2 回にわたって社会保険被保険者資格を得喪しているが、最初に資格取得した健康保険番号と、いったん、資格喪失した後、再度資格取得した健康保険番号は別番号となっている上、被保険者名簿とオンライン記録は一致している。また、被保険者名簿には、昭和 29 年 8 月 30 日に再度資格取得した健康保険証を申立人に交付済みとの記載があることから、いったん、同年 5 月 26 日に資格喪失した後、同年 8 月 9 日に新しい健康保険番号で再度資格取得したことが確認できる。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、株式会社Aにおける平成 5 年 10 月 1 日から 6 年 7 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が 22 万円になっている。在職中は降給されたことはない上、当時は給与額に変動がなく 30 万円ぐらい支給されていた。実際に支払われた給与額と相違しているので、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁（当時）の株式会社Aに係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、平成 5 年 7 月に 36 万円として随時改訂されているにもかかわらず、その 3 か月後の定時決定では 22 万円に減額されており、減額されていないことを証明できる給与明細書等はないものの、給与が減額されたことはないとして申し立てている。

しかし、株式会社Aは、申立期間に係る給与額や厚生年金保険料の控除額が分かる賃金台帳等の資料を保持していないことから、申立人の申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない上、申立人は、申立期間の同僚に対して照会しないでほしいとしているため、同僚からの供述を得ることができない。

また、オンライン記録には、さかのぼって標準報酬月額の訂正が行われた形跡が無い。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月1日から23年5月1日まで
申立期間はA組合に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A組合への就職の経緯等についての申立人の具体的な説明により、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間当時、同組合に勤務していたことはうかがえるものの、同組合の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には厚生年金保険適用事業所となった日は昭和23年5月1日と記載され、申立人のほか5人が同日に資格取得している。

また、理事長名が同じであるためA組合の前身と思われるB組合（昭和18年4月1日新規適用、22年7月22日適用事業所非該当）の被保険者名簿では、申立人の氏名は確認できず、同名簿において健康保険の番号に欠番も認められない。

さらに、A組合の当時の理事及び監事も既に他界し、同僚も所在が確認できず、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2344 (事案 1188 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 1 日から 41 年 11 月 1 日まで

申立期間にA社B支社に勤務していた記録について、ねんきん特別便専用ダイヤルで確認したら、私の申出どおりの記録があり、統合するように勧められ、平成 20 年 8 月 8 日に社会保険事務所に行き統合してもらったが、後日、被保険者記録照会回答書が送られて来て、その統合した期間が脱退手当金を受給しているとの通知を受けた。

一緒に受領したとされるC社とD社の脱退手当金の受給は記憶しているが、A社の被保険者期間は、結婚後であり、脱退手当金を受給したはずがない。

新たな資料は提出できないが、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社C社及び株式会社D社における厚生年金保険被保険者期間に係る脱退手当金については受領しているが、A社B支社に係る脱退手当金は受給していないとしているものの、各事業所の被保険者名簿には、3事業所分に係る脱退手当金を一括して支払ったことを示す表示があるとともに、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いなど、株式会社C社及び株式会社D社に係る脱退手当金のみを受給したことをうかがわせる事情は無く、申立人の主張は不自然である。

また、申立期間の脱退手当金の支給決定は、申立人がA社を退職した約1か月半後の昭和 41 年 12 月 16 日になされており、申立期間とそれ以前の期間を基礎とした脱退手当金の支給月数及び支給金額に誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さは見られない。

さらに、申立人は、受領した脱退手当金に係る手続を、株式会社D社を退職後にE市役所F出張所において行ったとしているが、当該手続は、退職した事業所を管轄する社会保険事務所（当時）においてしか行えず、申立人の供述には信憑性^{しんぴようせい}がうかがえないほか、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき平成21年6月30日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

申立人は新たな資料等を提出すること無く、「脱退手当金の請求手続及び受給について覚えが無い」との従来主張を繰り返しているが、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年4月1日から27年7月1日まで
② 昭和28年4月1日から同年11月1日まで

公共職業安定所の紹介により昭和25年4月から28年10月末日まで株式会社Aに勤務したにもかかわらず、社会保険庁（当時）の記録では、27年7月1日から28年4月1日までしか収録されていない。公共職業安定所を通した求人なのだから、入社当初より社会保険は完備していたはずである。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、同僚の一人の供述により、申立人が申立期間①の一部期間に株式会社Aに勤務していたことは推認できる。

しかしながら、健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、当該事業所は昭和27年7月1日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間①においては、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により上記新規適用時に被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚11人に照会し4人から回答を得たものの、申立人の入社日を記憶している者がいないことから、申立人の申立期間①当時の勤務状況等について供述を得ることができなかった。

さらに、上記4人は当該事業所が新規適用となる以前に厚生年金保険料を控除していたとは供述していない。

加えて、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

申立期間②については、当該事業所は既に適用事業所ではなくなっており、

当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間②当時の勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により申立期間②において被保険者であったことが確認できる上、所在の確認ができた同僚 11 人に照会し 4 人から回答を得たものの、申立人の退社日について記憶している者がいないことから、申立人の申立期間②当時の勤務状況等について確認することができなかつた。

さらに、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）と、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の被保険者期間は一致している。

このほか、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 21 日から 36 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社（現在は、有限会社B）に勤務していた期間の加入記録が無かった旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。入社した当時は、今上天皇のご成婚の年でもあったのでよく覚えている。

また、自分と同様、定時制高校に通学しながら働いていた二人の同僚の名字も覚えているので厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

現在の社長の母親は、勤務期間は特定できないものの申立人が勤めていたことは記憶していると供述している。また、定時制高校に通学していた同僚のうち一人は、昭和 34 年 5 月 1 日から 35 年 11 月 1 日までA社における厚生年金保険被保険者記録があることが健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できることから、申立人が勤務していたことは推認できる。

しかし、事業主に照会したところ、当時の資料は無く、当時の事業主も亡くなっていることから、不明としている上、同僚からも厚生年金保険料が控除されていたことを裏付ける供述は得られなかった。

また、前述の厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚は、「厚生年金に加入させてもらったのは 20 歳になってからである。」と供述しているところ、申立人は申立期間において 20 歳になっていない。

さらに、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、健康保険被保険者番号に欠番が無く、かつ、定時制高校に通学しながら共に働いていたとする二人の同僚のうち一人は厚生年金保険被保険者になっていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。
これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 7 月 31 日から同年 8 月 1 日まで
社会保険庁（当時）の記録では、A株式会社における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 52 年 7 月 31 日となっているが、同日は退職日であり、資格喪失日は翌日の同年 8 月 1 日と思われるので調査の上、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している辞令控えにより、申立人が昭和 52 年 7 月 30 日付けで退職したことが確認できる上、同社における雇用保険の離職日とも一致する。

また、厚生年金基金の加入記録については、企業年金連合会から提出のあった厚生年金基金加入台帳から、資格喪失日はオンラインの記録どおり昭和 52 年 7 月 31 日であることが確認できる。

さらに、申立期間において社会保険庁（当時）に同社における記録のある厚生年金保険被保険者 10 人に同僚照会したところ、8 人から回答があったものの、申立人の資格喪失日が申立てどおりであることを推認できる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立てに係る事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 10 月 1 日から 8 年 6 月 25 日まで
A株式会社における平成 7 年 10 月から 8 年 5 月までの期間の標準報酬月額が 30 万円から 9 万 2,000 円に引き下げられているのはおかしいので、調査し、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 8 年 6 月 25 日）の後の 8 年 6 月 26 日付けで、7 年 10 月から 8 年 5 月までの 8 か月間について、申立人の標準報酬月額が当初 30 万円であったところ、さかのぼって 9 万 2,000 円に減額処理されていることが確認できる。

しかしながら申立人は、申立期間当時、A株式会社の代表取締役として同社に在籍し、厚生年金保険の被保険者であったことが、厚生年金保険被保険者記録及び同社の商業登記簿の記録により認められる。

一方、申立人は、「申立期間に会社は経営が苦しく、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所（当時）から給与を下げ相殺するよう言われ、給与を下げる届出をした。」と供述し、厚生年金保険料の滞納があったこと及び自らが遡^{そきゅう}及訂正の^{そきゅう}手続に^{そきゅう}関与したことを認めている。

なお、B社会保険事務局（当時）は、申立人及び該当事業所に係る関係資料については、当時の届出書類や滞納処分票等が存在せず、月額変更届が遡^{そきゅう}及訂正^{そきゅう}処理されていることについて、不適切な事務がなされたかどうかは判断できないとしている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であったことから、会社の業務としてなされた当該行為については、責任を負うべきであり、自ら標準報酬月額の減額処理に関与しながら、当該減額処理が有効ではないと主張することは信義則上妥当でなく、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案 2354 (事案 1273 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 48 年 9 月 1 日まで

前回申し立てたA株式会社(現在は、B株式会社)に係る厚生年金保険の記録については確認ができないとのことであったが、今回、新たに当時の同僚と思われる4人の名前と電話番号が分かった。また、私をA株式会社へ紹介した有限会社Cにも当時の事情等を聞いた上で、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述を得ることができず、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、新たに再申立書に記載の同僚と思われる4人について調査したところ、i) 電話については、4人のうち、二人の電話番号は既に他の人の名義になっており、ほかの二人の番号は現在使われていなかったこと、ii) 4人については、A株式会社に係る厚生年金保険被保険者名簿に該当者が見当たらないこと、iii) 4人は、いずれも生年月日等が不明であることから、年金制度共通氏名索引照会による被保険者記録から住所確認ができなかったこと、などにより同僚照会による新たな供述や資料は得られない。

また、申立人をA株式会社へ紹介した有限会社Cの元取締役の照会したところ、i) 有限会社Cは既に閉鎖しており、申立期間当時の資料は残っていないこと、ii) 元取締役の実母である元代表取締役は、病気のため供述等が困難な状態であること、iii) D業は仕事を紹介あつせんするのみで、紹介す

る労働者の社会保険加入については紹介先の事業所の雇用条件によるものであったこと、などについて供述しており、申立人の厚生年金保険料控除がうかがえるような新たな資料や供述は得られなかった。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年8月1日から同年11月8日まで
平成6年8月から同年11月まで株式会社AのB工場に勤務していたが、同期間が国民年金の記録となっているのはおかしい。給与から厚生年金保険料が控除されていたことを示す給与明細書を添付するので、是非記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険被保険者記録により、申立人が株式会社Aに平成6年8月22日から同年11月5日まで勤務していたことが確認できる。

また、申立期間のうち平成6年9月及び同年10月の厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できる給与明細書を申立人が所持していたことから、申立期間のうち同年9月及び同年10月に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

しかしながら、申立期間の事業主から、「健康保険厚生年金保険の被保険者資格取得手続を行っていないのであれば、退職時の給与支払時に控除した保険料額に相当する金額を還付しているはずである。」との供述があり、申立人が退職した平成6年11月の給与明細書を確認したところ、「控除欄その他1」に「-36,320」との記載があり、この数字は同年9月及び同年10月に申立人の給与から控除した健康保険料「6,560」と厚生年金保険料「11,600」の合算額と一致することから、事業主の供述どおり同年9月及び同年10月の健康保険料及び厚生年金保険料は、いったんは申立人の給与から控除はされていたものの、退職の際に控除した全額を申立人に還付したことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月22日から38年9月21日まで
A株式会社(現在は、株式会社B。)を退職後、すぐに結婚した。厚生年金保険そのほかの手続をしていないのに脱退したこととなっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社に勤務した申立人の申立期間に係る厚生年金保険健康保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを意味する「脱」の印がある上、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和38年11月26日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても、請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案2358

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年3月25日から45年8月1日まで
昭和36年3月25日から45年8月1日までA社B支店に勤務しておりました。結婚のために退職しましたが、退職時は将来年金受給の時にもらうつもりで脱退手当金の支給は受けませんでした。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、脱退手当金の支給額は法定支給額とほぼ一致しており、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年10月30日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人を含むA社B支店の厚生年金保険被保険者原票の記録によれば、申立人の前後の女性26名のうち16名に脱退手当金が支給されている記録があり、特に同期入社 of 7名について見ると2年未満の短期勤務者、昭和61年までの長期勤務者を除く5名すべてに脱退手当金支給の記録があった。

さらに、この5名についても退職から脱退手当金支給決定までの期間が2か月から3か月となっている事務処理が認められ、1日違いで退社した同僚も同日付けで支給が決定されているなど事業所により代理請求がなされたものと考えるのが自然である。

このほか、申立人が脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 7 月 25 日から 26 年 7 月 1 日まで
② 昭和 36 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

A株式会社には昭和 23 年 3 月 1 日に入社し、B工場、C工場、D本社、E工場へ転勤したが、勤務は継続していた。厚生年金保険の加入が途切れることはなかったはずであるので、調査してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の妻は、申立人はA株式会社B工場又は同社C工場に勤務していた時期であると主張している。

しかし、A株式会社B工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、当該事業所は昭和 25 年 7 月 25 日に適用事業所ではなくなっており、申立人を含む複数人が同日に資格を喪失していることが確認できる。このうち、二人の厚生年金保険加入記録が判明し、二人共 25 年 8 月 1 日付けで同じ所在地の別会社において資格を取得していることが確認できるが、当該別会社に係る被保険者名簿においても申立人の氏名は無い。

また、A株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録もオンライン記録と一致している上、申立期間①に被保険者資格を新規に取得した者の中に、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は既に適用事業所ではないことから、事業所照会を行うことが不可能であり、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間①に係る勤務状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

加えて、A株式会社B工場及び同社C工場の当該被保険者名簿から確認できる複数の同僚からも申立人に関する供述は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②について、申立人の妻は、申立人はA株式会社C工場又は同社E工場に勤務していた時期であると主張している。

しかし、A株式会社C工場の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録は、オンライン記録と一致していることが確認できる。

また、A株式会社（E工場）に係る申立人の厚生年金保険被保険者原票における資格取得日の記録は社会保険庁のオンライン記録と一致している。

ところで、同原票における事業所名称はA株式会社E工場と記載されている。

この点については、法務局においてA株式会社の商業登記簿謄本は確認できないが、同僚照会により「A株式会社本F部の前身で社長は同じであるが、別会社である」との供述が得られた。

また、同僚照会を行った17人からも、申立人の申立期間②について勤務が継続していたという供述は得られなかった。

さらに、オンライン記録では、A株式会社は平成5年10月18日付けで株式会社Bに名称変更し現在も適用事業所となっているが、同社によれば「便宜上、従来同じ所在地にあった適用事業所（A株式会社）を名称変更してそのまま使用しているが、株式会社Bは平成5年10月1日に新たに設立した会社であり、当時のA株式会社とは異なるため、在籍の証明はできず、詳細もわからない。」と供述している。

加えて、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできず、また、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年(月不明)から26年7月27日まで
② 昭和27年2月2日から28年3月31日まで

私は、昭和25年(月は不明)から28年12月30日までA市B町にあった「株式会社C」でDとして勤務していたが、その期間のうち、25年(月不明)から26年7月27日までの期間と、27年2月2日から28年3月31日までの期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、両申立期間当時、同じ事業所に勤務していた妻の記録も一部欠落している。両申立期間には「株式会社C」に勤務しており、その一部期間の記録が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には申立人が申立期間①及び②のいずれにも被保険者であった記録が無く、申立人が勤務していた株式会社Cに係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者資格の取得日及び喪失日、厚生年金保険記号番号払出簿の資格取得日も台帳やオンラインの記録と一致しており、事務手続上の不自然さはない。

また、申立人が勤務していた株式会社Cは昭和31年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の経営者は死亡し、複数の同僚に照会しても申立人の勤務実態や両申立期間に同社に継続して勤務していたことや保険料を給料から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年4月から28年5月31日まで

私は、昭和25年4月から29年6月16日までA市B町にあった。「株式会社C」という会社で事務員として勤務していたが、その期間のうち25年4月から28年5月31日までの期間の厚生年金保険被保険者としての記録が無い。

また、申立期間当時、同じ事業所に勤務していた主人の記録も一部が欠落している。申立期間には「株式会社C」に勤務しており、その一部期間の記録が抜けていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳には申立期間に申立人が被保険者であった記録が無く、申立人が勤務していた株式会社Cに係る厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者資格の取得日及び喪失日、厚生年金保険記号番号払出簿に記載されている資格取得日も台帳やオンラインの記録と一致しており、事務手続上の不自然さはない。

また、申立人が勤務していた株式会社Cは昭和31年1月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の経営者は死亡し、複数の同僚に照会しても申立人の勤務実態や申立期間に同社に継続して勤務していたこと、及び保険料を給料から控除されていたことを確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 2 日まで

社会保険庁（当時）の記録を確認したところ、A株式会社に勤務していた昭和 50 年 4 月 1 日から 55 年 5 月 2 日までの標準報酬月額が、記憶している当時の給与に見合った金額と相違していると思われる。当時、大学内に掲示されていた新卒採用の初任給や時代背景から考えると、その業界の給与の金額としては低く、初任給をそれだけもらえるところを選んで採用試験を受けて入社したものであり、あり得ない記録なので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管している複写式の厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書及び厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書によると、昭和 50 年 4 月資格取得時決定、51 年 7 月随時改定、同年 10 月定時決定、52 年 7 月随時改定、同年 10 月定時決定、53 年 10 月定時決定、及び 54 年 10 月定時決定の各月において、事業主が届け出た申立人の標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録により、A株式会社における厚生年金保険の資格取得の時期が申立人と同じ昭和 50 年 4 月 1 日である複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、かつ、同社における厚生年金保険の資格取得の時期が申立人とは異なるが、申立人と同年齢である複数の同僚の申立期間における標準報酬月額について確認したところ、多少の差異はあるものの、当該同僚の勤続年数を考慮すると、ほぼ同額と認められ、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり低額であるとい

う事情は見当たらない。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立人の標準報酬月額が遡^{そきゅう}及して訂正された痕跡は認められず、当時の同僚6人に照会したところ、自身の標準報酬月額と給与支給金額に差異があったか否かについては、当該6人全員が不明又は特に確認していないと供述している。

加えて、A株式会社は、申立期間に係る賃金台帳等の資料を保管しておらず、事業主は、当該申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたか否かについては確認できる資料が無いため不明としている。

このほか、申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 12 月 31 日から 3 年 1 月 1 日まで

A院に、平成 2 年 4 月 1 日から同年 12 月 31 日まで勤務していたはずであるが、社会保険庁（当時）の記録では、厚生年金保険の資格喪失日が同年 12 月 31 日であった。大晦日の寒い夜に遅くまで仕事をして帰ったことを覚えており、資格喪失日は、3 年 1 月 1 日のはずであり、厚生年金保険料も 2 年 12 月分を給与から控除されていたと思われるので、調査して資格喪失日を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A院に平成 2 年 12 月 31 日まで勤務しており、厚生年金保険料は同年 12 月分を給与から控除されていたので、厚生年金保険の資格喪失日は、3 年 1 月 1 日であると申立てしている。

しかしながら、A院が保管している申立人に係る出勤簿及び職員名簿には、申立人の退職年月日が平成 2 年 12 月 30 日と記載されていることが確認でき、当該出勤簿において、給与計算期間における出勤日を示す各日のゴム印を押してある数と記載されている合計出勤日数は合致している上、当該事業所は、申立人の給与から申立期間に係る厚生年金保険料の控除は行っていないとしている。

また、雇用保険の被保険者記録によると、申立人のA院における離職年月日は、平成 2 年 12 月 30 日であることが確認できる上、照会により回答のあった同僚 3 人のうち、現在も当該事業所に勤務している当時の総務担当であった同僚一人は、申立人の当該事業所における勤務について、前述の当該事業所が保管している職員名簿を見たことにより、平成 2 年 12 月 30 日までである旨を供述しており、他の同僚二人は申立人が勤務していた期間について

は不明としていることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

さらに、B年金基金に照会したところ、申立人の当該事業所における同厚生年金基金の資格喪失日は平成2年12月31日との回答があり、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、当時の同僚二人は、申立人の申立期間に係る保険料控除について不明としている。

このほか、申立期間における申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 13 日から 41 年 2 月 16 日まで
昭和 39 年 8 月 1 日から 46 年 3 月 8 日までは、株式会社 A の子会社の B 有限会社に正社員として勤務していた。その間の 40 年 3 月 13 日から 41 年 2 月 16 日までの厚生年金保険被保険者の記録が抜けているのは納得できない。調査して年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 有限会社の申立期間当時の経理責任者は、「私と申立人は、親会社の株式会社 A から派遣され、申立人は、申立期間において当該事業所に一緒に勤務していた。また、申立人は特殊業務の裁断士として一人だけ派遣された。」と供述していること、及び親会社の株式会社 A から提出された在職証明書から判断すると、申立人が申立期間において当該事業所に継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、B 有限会社が保管していた昭和 39 年 8 月 6 日に提出、同年 8 月 7 日付けで C 社会保険事務所（当時）の確認印が押された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書によると、申立人の健康保険証番号は * 番で、同年 8 月 1 日に被保険者資格を取得したことが確認でき、また、当該事業所が保管する 46 年 3 月 9 日付けで C 社会保険事務所（当時）の確認印が押された健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書による、と申立人の健康保険証番号は * 番で、同年 3 月 8 日に資格喪失したことが確認できる。また、健康保険証番号 * 番の資格喪失確認通知書及び健康保険証番号 * 番の資格取得確認通知書については事業主は保管していないと供述しているが、昭和 39 年 8 月 6 日から 46 年 3 月 9 日までの間に、健康保険証番号が * 番から * 番に変更されていることから、事業主は、いったん申立人

の被保険者資格を喪失させていたことが推認できる。

一方、申立人に係る被保険者原票照会回答票からは、同社における申立人の厚生年金保険健康保険（健康保険証＊番）の資格取得日は昭和 39 年 8 月 1 日及び資格喪失日は 40 年 3 月 13 日と記載されている上、健康保険証番号＊番の保険証は同年 3 月 20 日に返納されていることが確認できる。

さらに、申立人の厚生年金保険健康保険（健康保険証＊番）の資格取得日は昭和 41 年 2 月 16 日及び資格喪失日は 46 年 3 月 8 日と記載されていることが確認できる。

そこで、B 有限会社に係る厚生年金保険被保険者原票から、申立期間当時、当該事業所に入社し厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚 7 人に照会したところ、4 人の同僚は申立人の申立期間に係る保険料控除に関し全員が不明と供述しており、関連資料も得られない。

加えて、申立人は、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていた具体的な記憶及び申立期間に係る給与明細書等の資料は無く、当該事業所は、既に平成 4 年 9 月 1 日に適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の従業員に係る賃金台帳等の資料は無く、申立期間当時の事業主も既に死亡しているため、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月1日から51年12月1日まで
裁定請求の際に確認された、昭和50年11月から約1年間勤務していた有限会社AのB営業所における厚生年金保険の記録が、ねんきん特別便には記載されていない。同所には、子供を帯同して住み込みで就業していたので、当時の事業主の妻もそのことを覚えてくれている。勤務期間の正確な記憶は無いが、調査して記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の、有限会社AのB営業所における雇用保険被保険者としての資格記録は無く、当該事業所は既に解散し当時の事業主も他界しているが、その妻は、「申立人は、昭和50年ごろに小学生の娘と共に自宅（事業主宅）に住み込んで、工場の清掃作業などのかたわら家事手伝いもしていた。」と供述しており、期間の特定はできないものの、申立人は申立期間当時、当該事業所に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人は、厚生年金保険料の給与控除及び健康保険の加入についての記憶は無いとしているところ、当該事業主の妻は、「当時の記録は保管されていないため申立人に係る厚生年金保険料の給与控除についての確認はできないが、健康保険については別居中の申立人の夫の被扶養者となっていたと記憶している。」と供述があったことから、申立人の夫が勤務していた株式会社Cの被保険者原票を調査したところ、夫が厚生年金保険被保険者であった昭和50年11月1日から51年6月15日までの期間について、申立人及びその娘が健康保険の被扶養者であったことが記載されていた。

また、オンライン記録により、昭和49年から51年までの期間に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる同僚のう

ち、連絡先が判明した4人に対して当時の事情を照会したが協力は得られなかった。

さらに、申立人は給与支給明細書等の資料を保管しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

なお、申立期間のうち昭和51年6月16日以降の期間の申立人の健康保険に係る記録について、申立人の夫の、当該期間に係る厚生年金保険被保険者及び国民年金被保険者としての記録が見当たらない上、申立人は当該期間の夫の事情を知らず、夫自身も病気療養中のため当時の記憶が無いとしているため、確認することができなかった。

一方、申立人は、「平成7年に裁定請求を行った際に、申立期間に係る記録が確認されたことにより受給資格期間を満たすことができた旨を社会保険事務所（当時）職員に告げられたが、昨年受取った年金特別便には、当該記録が記載されていない。」と主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人の60歳以降の厚生年金保険被保険者期間が33か月に達したことにより受給資格期間が満たされたのが平成7年5月であり、翌月の同年6月から申立人の厚生年金受給が開始されているところ、当該受給資格期間には、申立人が被用者年金制度の加入者の配偶者で国民年金に任意加入しなかった期間の106か月が合算されており、この106か月には申立人の夫が有限会社AのB営業所において厚生年金保険被保険者であった期間（昭和43年4月及び同年5月）が含まれていることから、申立人が裁定請求の際に確認されたと告げられたのは、申立人自身の厚生年金保険被保険者としての記録ではなく、当該事業所における夫の被保険者としての記録であったと推定することができる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月1日から同年10月1日まで
② 昭和28年1月1日から29年1月1日まで

昭和27年に1年間勤務した合資会社Aの厚生年金保険被保険者記録には、同年10月1日以前の記録が無い。また、28年に1年間勤務したBの厚生年金保険被保険者記録は、全く見つかっていない。いずれの勤務期間についても正確な期日は覚えていないが、勤務の事実には間違いはないので、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は合資会社Aには昭和27年1月1日から同年12月31日まで勤務していたと主張しているが、当該事業所は既に解散し当時の事業主も他界しているところ、当時は有限責任社員であった事業主の息子は、申立人が勤務したのは短期間だったと記憶しているが、当時の記録は保管されていないため、申立期間①に当該事業所に勤務していたかどうかはわからないと供述している。

また、当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日が申立人と同一日である同僚も、申立人を覚えているものの申立人の具体的な勤務期間は不明であり、自身については、実際に入社から1、2年間の試用期間があり、その後に当時の事業主から告知されて厚生年金保険に加入したが、その時まで厚生年金保険料の控除は無かったと思うと供述している。

さらに、オンライン記録により、当該事業所における昭和27年の厚生年金保険被保険者資格取得者としてほかに3人の同僚が確認できるが、共に連絡先が不明なため当時の事情を照会することができず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資

料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人がBに勤務していたことを示す記録や供述は得られていないが、申立人は、申立期間②当時に事業主がCの名称で複数の商店を営業していた様子を具体的に供述しており、その内容が、他界した事業主の息子及び当時を知る商店会会長の供述と一致することから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間②当時から、個人が事業を行うサービス業は厚生年金保険の適用事業所に該当していないところ、当該事業主の息子は、「申立期間②当時は、父による個人事業としC名称の各商店を営業していた。当該事業が株式会社Dとして法人化されたのは昭和50年、厚生年金保険の適用事業所となったのは平成9年であり、自身も法人化される以前から事業に参画していたが同年までは国民年金の被保険者だった。」と供述しており、これらの事実は、商業登記簿及びオンライン記録により確認できる上、申立期間②当時にはCを名称とする厚生年金保険の適用事業所としての記録は無い。

また、申立人は、申立期間②当時、事業主により厚生年金保険料を控除されていたか否かについての明確な記憶は無く、これを確認できる給与支給明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、事業主以外の上司や同僚の氏名を記憶していない上、株式会社Dの取締役である当該事業主の息子も、申立期間②当時のCに係る記録は保管されておらず当時の事情を知る社員もいないとしているため、保険料控除に係る当時の事情を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 26 年 4 月から 27 年 5 月まで
申立期間は、A組合（現在は、B組合）に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の写真等から判断して、期間の特定はできないものの、申立人がA組合に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B組合では、申立期間当時の厚生年金保険適用関係の資料は無く、厚生年金保険料の控除等については不明としており、当時の同僚からも供述を得ることができなかった。

また、適用事業所名簿及びオンライン記録には、A組合が厚生年金保険の適用事業所であるとの記録は無い。

なお、C会及び申立人が申立事業所と同じ建物にあったとするA組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間に申立人の氏名は無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 10 月から 63 年 9 月まで

社会保険庁（当時）の記録によると、Aとして株式会社Bに勤務した申立期間の標準報酬月額が 19 万円となっているが、当時の給料は手取りで 34 万円くらいだったと思うので、調査の上、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bが保管していた申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立人が同社で厚生年金保険被保険者資格を取得した時の標準報酬月額は 19 万円で届け出られていることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、事業主からは、「申立期間については標準報酬月額 34 万円の届出は行っていない。厚生年金保険料についても標準報酬月額 34 万円に対応した金額は納付していない。Aは歩合制の給与なので、月によっては申立てどおりの給与額もあったと思うが、変動が大きいため厚生年金保険加入時から最初の標準報酬月額の定時決定までは月々の給与額に関係なく一律に 19 万円としていた。歩合給の標準報酬月額への正確な反映は、その後の定時決定において行っている」旨の回答があった。

さらに、申立人と同時期に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 5 人の標準報酬月額の記録についてみると、上記事業主からの回答のとおり、いずれもが資格取得時の標準報酬月額は 19 万円であることが確認でき、昭和 63 年の定時決定により同年 10 月から標準報酬月額が改定されている。

加えて、申立人が申立期間において、事業主から申立ての標準報酬月額に

対応した厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録については、訂正する必要性は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年9月1日から2年7月1日まで
(A院)
② 平成2年7月1日から3年10月1日まで
(B院)
③ 平成3年10月1日から4年5月1日まで
(C院)

申立期間について、年金記録が抜けている可能性があるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、事業主の供述により平成元年9月1日から2年7月1日までA院に勤務していたことがうかがえる。

また、申立人は、当該事業所が加入しているD共済組合の組合員資格異動届等処理済通知書により、申立期間①において当該共済組合の組合員であったことが確認できる。

2 申立期間②について、申立人は、事業主が提出した人事台帳及び事業主の供述により、平成2年7月1日から3年10月1日までB院に勤務していたことが確認できる。

また、申立人は、事業主の供述により、当該事業所が加入するE共済組合(現在は、F共済組合)の加入員であったことがうかがえる。

3 申立期間③について、申立人は、事業主が提出した人事記録及び事業主の供述により、平成3年10月1日から4年5月1日までC院に勤務していた

ことが確認できる。

また、申立人は、G長の供述により、H共済組合の組合員であったことが確認できる。

- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、すべての申立期間について、各共済組合の被保険者記録が確認できることから、厚生年金保険の記録については、訂正の必要性は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 3 月 1 日から 37 年 4 月まで
② 昭和 37 年 4 月から同年 5 月ごろまで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。

申立期間①については、昭和 33 年 3 月 1 日に集団就職で A 区 B 地にあった合資会社 C に入社した。住み込みで休みなく働き、1 年後にはセールス販売になった。学校からのあっせんなので社会保障はすべて加入していたはずである。

申立期間②については、D 社に 40 日くらい勤務していたが、仕事が合わないので辞めた。

いずれも保険証や保険料については記憶が無いが、勤務していたことに間違いがないので申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、申立人の申立内容及び複数の同僚の供述により、期間は特定できないものの、申立人が合資会社 C に勤務していたことはうかがわれる。

しかしながら、当該事業所は昭和 39 年 3 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は既に死亡し関係資料も無いことから、供述等を得ることができなかった。

また、申立期間①に係る申立人の厚生年金保険の適用について同僚に照会したが、申立てに係る事実を確認できる供述を得ることができなかった上、供述をした同僚についても入社後 3 か月から 3 年後に社会保険に加入

となっており、当該事業所における健康保険厚生年金保険への加入について事業主は入社した者を一律に取り扱っていなかったものと推認できる。

さらに、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立人の氏名は記録されておらず、健康保険被保険者番号に欠落は無く、訂正及び改ざんされた形跡は見当たらない。

加えて、申立人の申立期間①について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 2 申立期間②については、申立人は事業所の商号、事業名及び同僚の氏名を記憶していないため、事業所があったとされる地区のE組合に照会した結果、当該事業所はF区G地に所在する株式会社Hであると推認できたものの、当該事業所は既に廃業し別事業を営んでいる後継者（当時の事業主の孫）に照会するも、事業主は既に死亡し関係資料は保存されていないとの供述を得た。

また、事業所名簿を確認したが当該事業所の適用記録は確認できなかつた上、当時の事業主については厚生年金保険被保険者としての記録は確認できなかつた。

さらに、当該事業所は飲食業であり、申立期間②当時は厚生年金保険の強制適用事業所としての要件を満たしていなかったものと推認できる。

加えて、申立人は当時の同僚の名前を記憶していないため、申立てに係る照会を行うことができない。

なお、申立人の申立期間②について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 このほか、両申立期間における雇用保険被保険者記録は確認できない上、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から同年12月3日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所（当時）からもらった。A所（名称変更後は、B株式会社）には、昭和21年4月1日に入社したが、自分より少し前に入社した兄は、すぐに厚生年金保険に加入しているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の兄及び同僚の供述により、申立人が昭和21年4月にA所に入社したことはうかがわれる。

しかしながら、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び同僚の供述により、申立人の兄は入社直後であるが、申立人を含め複数の同僚は、入社してから数か月後に当該事業所の厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、申立人は、入社して健康保険組合の組合員証をもらったと供述しているが、同事業所が加入したC保険組合の設立は、申立人が同事業所において資格取得した月と同月の昭和21年12月1日である。

さらに、当該事業所は既に破産のため閉鎖しており、元事業主に照会するも人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容の事実を確認できる資料は無い。

加えて、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、昭和 48 年 1 月 27 日から同年 10 月 1 日までの厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時、店舗設計を行う株式会社Aから関連会社である店舗施工の株式会社Bへの異動はあったが、継続して勤務していた。同様の異動のあった同僚はすべての期間の加入記録があるので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚の供述から、申立人が申立期間を含めて、株式会社A及び同社の関連会社である株式会社Bに継続して勤務していたことがうかがえる。

しかし、被保険者名簿により、申立人は、昭和 47 年 5 月 1 日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得し、48 年 1 月 27 日に資格を喪失後、同年 10 月 1 日に株式会社Bにおいて資格を取得していることが確認できる。

また、株式会社Aの被保険者名簿により、昭和 48 年 1 月 27 日の資格喪失時に申立人の健康保険証が返戻されている記録が確認できる。

さらに、同被保険者名簿において、申立期間に健康保険証番号の欠番は無い。

株式会社A元代表者によると、株式会社Aは主として設計、株式会社Bは施工を分掌するため分社化しているところ、申立人は営業及び工事管理業務を行っていた上、株式会社Aにおいて申立人が資格喪失後に、株式会社Bにおいて資格を取得するまで期間があったことについては、申立人の担当業務の関係で給料はBから支払われていたのではないかと、また、厚生年金保険被

保険者としての記録が無いのは新会社（株式会社B）設立の準備期間だったからではないかと供述している。

一方、株式会社Bは新規適用後の被保険者数が5人であることから、株式会社Aから移籍した者二人（株式会社Aにおいて申立期間の被保険者記録あり）を除けば、新規適用前は従業員が5人未満であると考えられ、適用事業所要件を満たしていないと推認される。

また、株式会社B元同僚の一人は、昭和48年10月以前から株式会社Aの施工の仕事をして、株式会社Aに自分の机もあったと供述しており、また同人は自身の被保険者記録に間違いはないとしていることから、新規適用日以前に保険料控除の取扱いがあったとは認められない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人について申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 4 月から 34 年 10 月 1 日まで
② 昭和 35 年 3 月 3 日から 38 年 10 月まで

中学校を卒業してすぐに合資会社Aに入社した。昭和 32 年 4 月から勤務し、確か 38 年 10 月まで勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の記録が無いのはおかしい。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、合資会社Aから提出された労働者名簿により、申立人は昭和 32 年 3 月 25 日から 35 年 3 月 5 日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、被保険者原票照会回答票によると、申立人の当該事業所における厚生年金保険の被保険者記録は、昭和 34 年 10 月 1 日資格取得、35 年 3 月 3 日資格喪失となっていることが確認できる。

また、上記の労働者名簿によると、入社時の従事する業務の種類は「整備見習」であったことが認められること及びほぼ同時期に合資会社Aに入社した複数の同僚の供述により、同事業所では入社後おおむね1年から2年半の期間を経過した後に厚生年金保険に加入させていたことがうかがわれる。

申立期間②については、上記の労働者名簿の記載内容では、申立人は昭和 35 年 3 月 5 日に合資会社Aを離職していることが確認できる上、複数の同僚は申立人が同事業所にいつまで勤務していたか不明であると供述している。

また、雇用保険の被保険者記録により、申立人は昭和 36 年 12 月には株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

なお、両申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料が無い。

このほかに、申立人の両申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。